

### 資格登録停止措置の概要

1. 資格登録停止措置業者名  
朝野工業株式会社(富山県魚津市本新町27-5)[1000000059]
2. 資格登録停止措置の期間  
令和8年6月4日 ~ 令和8年7月3日(1ヶ月)
3. 資格登録停止措置の地域  
地域3 金沢支社が所掌する地域
4. 事実概要  
当該資格登録者は、富山県発注の「鴨川河川改修放水路工工事」において、設計図書と異なる規格のPC鋼棒を使用したにもかかわらず、これを富山県に報告せず、工事目的物に重大な瑕疵を生じさせた。また、設計図書のとおり施工したとする虚偽のPC鋼棒の検査証明書を富山県に提出した。このことが建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和8年4月20日に富山県知事より営業停止処分(22日間)を受けた。
5. 資格停止措置理由  
資格登録者である上記事業者が、富山県発注の「鴨川河川改修放水路工工事」において、設計図書と異なる規格のPC鋼棒を使用したにもかかわらず、これを富山県に報告せず、工事目的物に重大な瑕疵を生じさせたこと、及び、虚偽の検査証明書を提出し、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和8年4月20日に富山県知事より営業停止処分(22日間)を受けたことは、中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領別表11第3号(過失による粗雑工事・調査等)の措置要件に該当する。

#### <資格登録要領別表11>

措置要件	期間
(過失による粗雑工事・調査等) 3 会社以外の者の発注に係る工事・調査等の施行に当たり、過失により工事・調査等を粗雑にした場合において、契約不適合が重大であると認められるとき。	発生地域について 当該認定をした日から1月以上3月以内

○問合せ先 中日本高速道路株式会社 契約審査部 発注審査課(052-222-3469)